

育児休業開始日と被保険者期間の要件の関係について

<ケース1>

	H30.4.1	就職日			
	H31.4.5	産前休業開始日	当該期間の日数	みなし被保険者期間(月数)	当該期間の初日から産前休業開始日の前日までの日数
	H31.4.18	出産日			
	R1.6.13	産後休業終了日			
起算点→	R1.6.14	育児休業開始日			
	R1.5.14	R1.6.13	31	0	-
	H31.4.14	R1.5.13	30	0	-
	H31.3.14	H31.4.13	31	1	22
	H31.2.14	H31.3.13	28	1	-
	H31.1.14	H31.2.13	31	1	-
	H30.12.14	H31.1.13	31	1	-
	H30.11.14	H30.12.13	30	1	-
	H30.10.14	H30.11.13	31	1	-
	H30.9.14	H30.10.13	30	1	-
	H30.8.14	H30.9.13	31	1	-
	H30.7.14	H30.8.13	31	1	-
	H30.6.14	H30.7.13	30	1	-
	H30.5.14	H30.6.13	31	1	-
	H30.4.14	H30.5.13	30	1	-
	H30.4.1	H30.4.13	13	0	-

完全不就労期間
完全不就労期間

* 1

* 2

12

<ケース2>

	H30.4.1	就職日			
	H31.4.5	産前休業開始日	当該期間の日数	みなし被保険者期間(月数)	当該期間の初日から産前休業開始日の前日までの日数
	H31.4.30	出産日			
	R1.6.25	産後休業終了日			
起算点→	R1.6.26	育児休業開始日			
	R1.5.26	R1.6.25	31	0	-
	H31.4.26	R1.5.25	30	0	-
	H31.3.26	H31.4.25	31	0	10
	H31.2.26	H31.3.25	28	1	-
	H31.1.26	H31.2.25	31	1	-
	H30.12.26	H31.1.25	31	1	-
	H30.11.26	H30.12.25	30	1	-
	H30.10.26	H30.11.25	31	1	-
	H30.9.26	H30.10.25	30	1	-
	H30.8.26	H30.9.25	31	1	-
	H30.7.26	H30.8.25	31	1	-
	H30.6.26	H30.7.25	30	1	-
	H30.5.26	H30.6.25	31	1	-
	H30.4.26	H30.5.25	30	1	-
	H30.4.1	H30.4.25	25	0.5	-

完全不就労期間
完全不就労期間

* 3

* 4

11.5

<ケース3>

* 1

当該期間は実際の「被保険者期間」としては1か月あるものの、就労していたのはH31.3/14から4/4(産前休業開始日の前日)までで、その間の日数は22日となるものです。そして、そのうち11日以上は就労していたとしますので、従って、「みなし被保険者期間」としては1か月としてカウントしています。

* 2

就職日であるH30.4/1から4/13までの間も就労はしていたものですが、その1か月未満の期間の日数が15日以上であり、かつ、その期間内に賞金支払基礎日数が11日以上ある場合には、1/2か月としてカウントされるものの、当該期間は13日しかなく、「みなし被保険者期間」としては1か月としてカウントされません。

* 3

当該期間は実際の「被保険者期間」としては1か月あるものの、就労していたのはH31.3/26から4/4(産前休業開始日の前日)までで、その間の日数は10日となるものです。11日以上就労していなかったことから、「みなし被保険者期間」としては1か月としてカウントされません。

* 4

就職日であるH30.4/1から4/25までの間も就労はしていたものですが、その1か月未満の期間の日数が15日以上であり、かつ、その期間内に賞金支払基礎日数が11日以上ある場合には、1/2か月としてカウントされ、その間、11日以上は就労していたとしますので、従って、「みなし被保険者期間」としては1/2か月としてカウントするものです。

* 5

就職日であるH30.4/1から4/4までの間も就労はしていたものですが、その1か月未満の期間の日数が15日以上であり、かつ、その期間内に賞金支払基礎日数が11日以上ある場合には、1/2か月としてカウントされるものの、当該期間は4日しかなく、「みなし被保険者期間」としては1か月としてカウントされません。

起算点→

	H30.4.1	就職日			
	H31.4.5	産前休業開始日	当該期間の日数	みなし被保険者期間(月数)	当該期間の初日から産前休業開始日の前日までの日数
	H31.4.30	出産日			
	R1.6.25	産後休業終了日			
	R1.6.26	育児休業開始日			
	H31.3.5	H31.4.4	31	1	31
	H31.2.5	H31.3.4	28	1	-
	H31.1.5	H31.2.4	31	1	-
	H30.12.5	H31.1.4	31	1	-
	H30.11.5	H30.12.4	30	1	-
	H30.10.5	H30.11.4	31	1	-
	H30.9.5	H30.10.4	30	1	-
	H30.8.5	H30.9.4	31	1	-
	H30.7.5	H30.8.4	31	1	-
	H30.6.5	H30.7.4	30	1	-
	H30.5.5	H30.6.4	31	1	-
	H30.4.5	H30.5.4	30	1	-
	H30.4.1	H30.4.4	4	0	-

* 5

12

※

育児休業給付の支給要件としては、育児休業開始日を起点として、過去2年間に12か月以上の「みなし被保険者期間」が必要とされていますが、**ケース2**については、その要件を多量に満たしていません。なお、育児休業開始日が令和2年8月1日以後であって、**ケース2**のように、育児休業開始日以前の2年間に賞金支払基礎日数の11日以上ある月が12か月に満たない場合は、被保険者であった期間のうち、育児休業開始日又は各月においてその日に該当し、かつ、被保険者であった期間内にある日(その日に該当する日がない月においては、その月の末日)の前日からそれぞれ、その前月の応当日まで遡った各期間のうち、賞金の支払の基礎となった時間数が80時間以上である期間については、当該期間を1か月として計算できる旨の改正が行われています。



例えば、**ケース2**の*3の場合であれば、H31.3/26から4/4までの10日間のうち、一般的に就労しているとされる日数はH31.3/26(火)から3/29(金)までの4日間とH31.4/1(月)から4/4(木)までの4日間との合計8日間とされます。そして、当該8日間合計の賞金支払の基礎となった時間数が80時間以上になった場合は、当該期間は「みなし被保険者期間」としては1か月としてカウントされることになり、すると、**ケース2**は育児休業給付の支給要件を満たすこととなります。